

○農林水産省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十一条の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

農林水産大臣 坂本 哲志

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
<p>（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請）</p> <p>第七条 認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条第一項に規定する輸出事業用資産又は同法第四十六条第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあつては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。</p>		<p>（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請）</p> <p>第七条 認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第六十八条の三十四第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあつては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。</p>	

附 則

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。